

特定外来生物、交雑種も指定対象 環境省が規制強化へ

【神田明美】国内の生態系や農林水産業などに悪影響を及ぼす外来生物について、環境省は規制を強化する方針を固めた。輸入や飼育が制限される「特定外来生物」に指定できる対象を、日本の在来種や他の外来生物と交雑した種にも広げる。4月をめどに外来生物法改正案を国会に提出し、来年の実施をめざす。

特定外来生物に指定されると、輸入や飼育が研究目的などを除き原則禁止され、野生に放つことも禁じられる。必要に応じて駆除や捕獲などで繁殖を防ぐ措置もとられる。ただ、現行法では外来生物が交雑したものは指定できない。

国内では、特定外来生物 105種のうち数種の交雑が確認されている。千葉県内では最近、東南アジアや中国などに生息する特定外来生物 アカゲザルと在来種ニホンザルの交雑が拡大。また、特定外来生物の魚同士を人工的に交雑させたサンシャインバスは輸入規制がかからず、国内の釣り堀に放たれている。



朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © 2013 The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.